

上場株式等に係る配当所得等に関する市・県民税等の課税誤りについて

概要

確定申告書が提出された場合、市・県民税の課税は原則として確定申告書に記載された内容で課税されます。平成 15 年の地方税法改正により、平成 17 年度以降、市・県民税の納税通知書送達後に、初めて「特定配当等及び特定株式等譲渡所得」（以下「上場株式等に係る配当所得等」という）に関する申告書が提出された場合は市・県民税の税額算定に算入できないこととされました。

しかし、本市では市・県民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合も「上場株式等に係る配当所得等」を確定申告書の内容により市・県民税の税額算定に算入していたことにより課税に誤りが生じたものです。

対象者及び影響額

地方税法第 17 条の 5 の規定により、税額の増額は 3 年分（平成 28 年度から平成 30 年度まで）、減額の場合は 5 年分（平成 26 年度から平成 30 年度まで）が対象者となります。

市・県民税増額（追加徴収）	8 人	349,693 円
市県民税減額（還付）	9 人	250,900 円

上記対象者のうち、所得情報に影響が出たことから、国民健康保険税に影響が生じた方は下記のとおりです。

国民健康保険税増額（追加徴収）	1 人	12,400 円
国民健康保険税減額（還付）	4 人	337,400 円

今後の予定

対象者にはお詫びをするとともに、市・県民税が増額になる方、減額になる方それぞれに税額変更通知書をお知らせいたします。還付になる方についてはできるだけ速やかに手続きいたします。追徴となる方には、それぞれのお宅を訪問しお詫びとご説明をさせていただいたうえで、ご納付をお願いいたします。

市・県民税算定の所得等の変更により、他の制度（介護保険料・後期高齢者医療保険料など）に影響がある場合には、各担当課と調整のうえ丁寧に対応してまいります。

再発防止策

税制改正に伴う法令等の解釈や処理にあたり、関係機関への照会等によりこれまで以上に事務処理を徹底し、法令に基づいた正確な賦課に努めてまいります。